

吉見町

子育て世代定住化促進奨励金

令和4年3月まで

延長



子育て世代の住宅取得を応援します！
吉見町でマイホームを手に入れてみませんか

奨励金の内容

- 新築住宅取得支援
家屋取得価格（税抜き）の5%まで **上限50万円**
※千円未満は切り捨てとなります。
※44万3千円（ヨシミ）を超える部分は、地域通貨での交付となります。
- 中古住宅取得支援 **一律25万円**
※1万5千円（イチゴ）は地域通貨での交付となります。
- 同居加算 **10万円**
※子育て世代とその親（1年以上継続して吉見町に居住していること）が同一の家屋に居住することが条件。
- 近居加算 **5万円**
※子育て世代とその親（1年以上継続して吉見町に居住していること）が共に吉見町に居住することが条件。
- 記念品
奨励金の交付を受けた方へ町の米や野菜、いちごなどの特産品と施設利用券等を記念品として贈呈します。

対象世帯（子育て世代）

- 中学生以下の子どもを扶養する世帯（住民票で親子関係が確認できること）
- 出産予定のある方がいる世帯（妊娠22週間以後であること）
- 夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の世帯

対象となる住宅

- 専用住宅（床面積が50㎡以上）
- 店舗等の併用住宅（住宅部分が1/2以上かつ50㎡以上）
- ※自己居住用であり、キッチン・浴室・トイレ及び居室を備えること（離れ家不可）。

奨励金の交付条件

- 平成26年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結していること（加算を除く）
- 加算は、平成29年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結しているものが対象
- 本町に永住の意思をもって住宅を取得し、住民登録をすること
- 本人名義の住宅の所有権を登記していること（共有している場合は持分割合が最も多い方）
- 住民税等を滞納していないこと

関連の補助金

- 太陽光発電システム補助金（上限5万円）
- 合併浄化槽設置補助金（15万円）
（対象区域のみとなります）

申請方法について

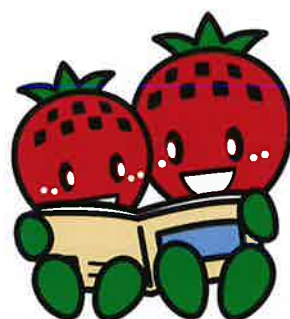
本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。

交付申請（提出書類）

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 世帯全員の住民票の写し（交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄及び本籍が確認できるもの）
- (3) 親と同居又は近居する場合は、親世帯全員の住民票の写し及び親との続柄が確認できる戸籍謄本の写し（住民票で親子関係を確認できない場合）
- (4) 出産予定のある者の区分で申請する場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (5) 外国籍である場合は、外国籍である全員の日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (6) 申請者の従前居住地の住民税の納税（完納）証明書又は非課税証明書
- (7) 住宅取得に要する経費を明らかにできる書類（工事請負契約書又は売買契約書等の写し）
- (8) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又はそれに代わるものの写し
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) 現況写真
- (11) 建物配置図、各階平面図及び立面図
- (12) 位置図
- (13) その他町長が必要と認める書類

実績報告（提出書類）

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 取得した建物の登記事項証明書
- (3) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）
- (4) 世帯全員の住民票の写し（住所移転後のもので、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの）
- (5) 親世帯全員の住民票の写し（親と同居又は近居する場合で、同居又は近居の実態が分かり、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの）



吉見町キャラクター
「よしみん」

事業期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

定住化奨励Q & A

Q 増築や離れは対象になりますか？

A 対象となりません。増築については、子育て世代同居増築奨励金をご検討ください。

Q 今、住んでいる家の建替えをしたいのですが、対象になりますか？

A 吉見町内に現在住宅を所有していないことが要件ですので、親名義の住宅を解体し、子名義で住宅を新築する場合などは対象となる可能性があります。

Q 交付申請は、いつの時点でするのですか？

A 建築工事着手前（建築する場合）又は売買契約締結後（建売り・中古の場合）速やかに申請してください。

注意事項

- 交付申請後及び実績報告後に審査があります。審査の結果、申請を受理又は交付が出来ない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 中古住宅の場合、建築基準法や都市計画法などに違反※していないか、必ず申請前に確認をお願いします。違反している場合、申請を受理できません。
※前所有者が違法に増改築していた、居住者が限定されている住宅をそれ以外の方が購入した場合など。

お問い合わせ 吉見町政策財政課政策調整係 / 電話 0493-54-5026（直通）